

## 施設管理について

令和 2 年 8 月

リサイクル燃料貯蔵株式会社

1. 条文の記載方針について

第7章「施設管理」は、建設段階から事業開始段階を通じて一貫した条文とするために、事業開始段階の保安規定の「施設管理」を基準とし、「使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則」、「使用済燃料貯蔵施設における保安規定の審査基準」及び「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」を満たすよう規定する。

ただし、使用済燃料貯蔵施設の施設管理のうち定期事業者検査に関しては事業開始段階にて記載するものとする。

今回の申請では、建設段階である金属キャスク搬入前に実施する施設管理（設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設管理）を規定する。

2. 建設段階と事業開始段階の保安規定記載事項の差異について

施設管理として建設段階と事業開始段階に分けて、その考え方を別表に示す。

以上

別表 施設管理 段階的に定める事項の考え方について

条文	規定する事項	各段階で規定する事項との関係		段階的に規定する考え方
		今回申請 (建設段階)	金風キャスク 搬入段階 (事業開始段階)	
第9条	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	○	○	
第10条	施設管理方針及び施設 管理目標	○	○	
	施設管理目標	○	○	
第11条	施設管理に係る個別業務計画の策定	○	○	
第12条	施設管理対象範囲の選定	○	○	
第13条	施設管理の重要度の設定	○	○	
第14条	施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	○	○	
第15条	施設管理に関する計画	○	○	
	の策定	○	○	
	特別な施設管理の実施計画	○	○	
第16条	施設管理の実施	○	○	
第17条	施設管理の結果の確認・評価	○	○	
第18条	施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防 止処置	○	○	
第19条	施設管理の有効性評価	○	○	
第20条	構成管理	○	○	
第21条	情報共有	○	○	
第22条	設計管理	○	○	
第23条	工事の実施	○	○	
	作業管理	○	○	
	作業管理の評価、記録	○	○	
第24条	使用前事業者検査の実施	○	○	
	定期事業者検査の実施	—	○	当該検査は建設段階には該当しないため、事業開始段階の保安規定に記載する。
	使用済燃料貯蔵施設の経年劣化に関する技術的な評価 及び長期施設管理方針	—	○	当該検査は建設段階には該当しないため、事業開始段階の保安規定に記載する。

○：事業開始段階と同様な条文，—：建設段階では該当なし